

大隅半島東部海域における水生生物の保全に係る 水質環境基準の類型指定（案）について

大隅半島東部海域における水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定について、以下のとおりとする。

(1) 範囲及び該当類型

- ・ 大隅半島東部海域は、産卵場又は幼稚仔の生育場として保護が図られている水域になっていること、また、環境基本法に基づく水質環境基準の類型指定の処理基準^{※1}を踏まえ、既存の「生活環境の保全に関する環境基準」の類型指定状況において「A類型」となっていることから、「生物特A類型」とする^{※2}。
- ・ 類型指定状況において「B類型」となっており重要港湾である志布志港の海域と、主要な地方港湾である波見港の海域は、「生物A類型」とする。
- ・ なお、環境基準点（当該水域の環境基準の維持達成状況を把握するための調査地点）については、それぞれの範囲にある既存の環境基準点とする。

※1 類型指定を効果的・効率的に進める上で、既存の類型指定における水域区分を最大限活用する環境省が示す基準

※2 「生活環境の保全に関する環境基準」の類型指定状況については、参考資料1の表2、3を、水生生物の保全に係る水質環境基準については、参考資料1の表1を参照

(2) 達成期間

当該各水域の水生生物の保全に係る水質環境基準項目（全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩）の濃度については、令和7年度の水質測定結果では全環境基準点において、全て「生物特A類型」の環境基準値以下であることから、達成期間は「イ」の直ちに達成とする。

(3) 類型指定（案）

水域名	範囲	該当類型	達成期間	環境基準点
大隅半島 東部海域	全域 (下記を除く)	生物特A	イ 直ちに達成	基準点2、4～ 6、8、10、11
	志布志港、 波見港	生物A	イ 直ちに達成	基準点1、3、9

(4) 参考資料

- 1 水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定について
- 2 大隅半島東部海域における類型指定を行うために必要な情報の整理について

